

<委員長挨拶>

2022年12月8日

闘いは新たなステージに

JALでパイロット81名と客室乗務員84名が年齢と病欠歴を基準に不当解雇されてから12年が経過します。人員削減目標だけでなく、利益目標を大幅に達成していた中での解雇でした。165名の解雇の狙いが「モノ言う労働者の排除」であり「労働組合の弱体化」であったことは、解雇後の12年間に亘る争議団への対応からも明らかです。

会社は交渉で「団結権を侵害して解雇に至った」と最高裁が認定した不当労働行為事件は完全に見做して、整理解雇の裁判で「解雇の有効性が認められた」ことを繰り返して、解決への議論を入口で拒否しています。

裁判中であった2012年、客室乗務員の採用が再開されましたが、一人も客乗職に復帰させませんでした。“裁判の結果”を理由とした会社主張は破綻しています。JALは再建後にパイロット397名と客室乗務員6205名を採用、来春には新たに80名と120名の採用が内定しています。これは、優先的雇用を定めた国際労働基準(166号勧告)に反するばかりか、会社自身が定めた「JALグループ人権方針」にも反しています。そもそも整理解雇は経営の事情で行われたもので、労働者に非があって解雇されたものではありません。

会社は、7月29日に乗員組合とキャビンクルーユニオンの2労組と争議の解決に向けて合意しました。この合意に至る過程で、会社は6月23、24日に2労組と特別協議を持ち、「業務委託」を含む解決策を文書で示しました。一方JHUに対しては23日に交渉を持ったものの「業務委託」などの提案はせずに、7月8日になって初めて文書を示しました。

会社の解決策を受けて7月13日にキャビンクルーユニオンが合意、また乗員組合から協定化の方向が出された後の7月15日に初めてJHUとの交渉が持たれました。こうした労務手法は「中立保持義務」に反した行為で労組法上許されません。このような分断と差別の労務政策に対して厳重に抗議するものです。この件では新たに都労委に申立てを行ないました。

「業務委託」は「雇用によらない働き方」であり、「雇用の回復」を求めてきた労働者の気持ちを逆なでするものです。この「雇用によらない働き方」は政財界が進めている成長戦略の一つであり、これが進めば日本社会の「格差と貧困」は一層拡大することになります。私たちJHUの要求は、希望者全員の乗務職復帰と、これまでの損害を補償する解決金であり、これによってこそ争議が解決できることを会社は認識すべきです。

闘いは新たなステージを迎えています。組合員数も32名になり、弁護団体制も強化して取り組んでいます。「解雇」は労働者には最悪の事態であり、JAL争議は「空の安全」にも関わります。しかし社会全体への拡がり、まだまだ不十分であり運動の拡大が一層求められています。労働組合の闘いは「平和と民主主義」の砦でもあります。納得できる解決を目指して力いっぱい闘う決意です。引き続きご支援を宜しくお願い致します。

JAL被解雇者労働組合委員長 山口 宏弥